

SPring-8 タンパク質結晶構造解析 自動測定同意書

公益財団法人 高輝度光科学研究センター
理事長 雨宮 慶幸 殿

1. 実験課題番号

2. 公表用実験課題名

下記同意事項に同意します。

実験責任者

機関名 _____

職 名 _____

氏 名 _____ 印

年 月 日

同意事項

1. 公益財団法人高輝度光科学研究センター（以下「甲」という。）が、上記機関に所属する実験責任者（以下「乙」という。）からのビームタイム利用希望を受けて、配分シフト、ビームライン、実施日を決定すること。
2. 乙は、甲に対して実施日の10日前までに利用申込書、及び試料情報を提出すること。10日前までに提出されない場合、甲の判断により上記実験課題（自動測定）が実施されない場合があること。
3. 乙は、甲に対して実施日の2日前までに甲が指定する様式（サンプルシート）に必要事項を記載のうえ提出すること。また、実施日の前日までに甲が指定する方法にて測定試料及びデータコピー用ハードディスク（以下「測定試料等」という。）を提出すること。提出されない場合、甲の判断により上記実験課題（自動測定）が実施されない場合があること。
4. 上記実験課題（自動測定）は、乙が甲に提出し、甲が内容を確認のうえで乙に発行するサンプルシートに記載の範囲で行うこと。
5. 乙は、甲の責任及び免責について、次の各号について同意する。
 - (1)自動測定は、甲が実施するビームラインにおいて、通常の測定実験を通じて蓄積された既存の技術水準により行うものであり、甲が当該技術水準を超えて自動測定を実施することを保障するものではないこと、及び得られた結果の正確性・有用性を保障するものではないこと。
 - (2)甲が、測定試料等の保管、処理、測定、送付等を行った際に生じた損害について、甲の故意による場合を除き、賠償請求を行わないこと。
 - (3)利用時間の減少に伴い、測定試料等に損害が生じた場合でも、賠償請求を行わないこと。また、減少した利用時間の補填を請求しないこと。
 - (4)測定試料は乙から甲へ送付されるが、乙から送付された測定試料の有効試料数は、甲が自動測定の開始前に確認できない事実を鑑み、甲の自動測定時に確定されること。
6. 乙は、甲が求める測定試料等に関する情報を甲に提供すること。
7. 乙は、測定試料等に対し、十分な安全対策を施すこと。
8. 乙は、甲への測定試料等の送付、及び甲から乙への返送にかかる費用を負担すること。

本同意書の実線枠内の内容は秘密保持の対象になりません。